

論点案に関する委員意見

○大谷恭子委員 1
○尾上浩二委員 5
○栗川 治委員 6

○大谷 恭子委員

- 1、幼稚園、保育所等の就学前教育についての施策
- 2、後期中等教育である高校進学を促進するための施策
- 3、通学支援を確保するための施策

2012年9月4日

小委員会 グループ①

委員各位

障害者政策委員会委員

大谷 恭子

あらゆる施策に男女平等の視点を

第2回委員会において、これから検討する基本計画が「障害者権利条約」を基礎とすべきであることは、委員の中で共通理解であったと思います。私は「障害者権利条約」第3条一般原則（g）男女平等、第6条 障害のある女子、を尊重し、基本計画において障害のある女性の複合差別の解消が盛り込まれることを切に望むものです。

我が国の障害者基本計画において「女性」が言及されたことは過去一度もありませんでした。今回これを初めて盛り込むことが重要です。しかし、障害のある女性の複合差別の解消が文言として基本計画に盛り込まれていくことだけでは目的は達成できません。あらゆる施策に男女平等の視点を盛り込み、同時に、女性障害者が抱えている特別な困難の解消に、意識的に取り組むことが重要です。そこで、3点の重要な視点を別紙で指摘いたします。

なぜ、女性障害者が抱えている特別な困難の解消が、新しい障害者基本計画に盛り込まなければならないのか？それは、**複合差別**の解消に努力することが「女子差別撤廃条約」締結国としての我が国の責務だからです。女性障害者は障害者である以前に女性です。障害のある女性とそれ以外の女性が平等に「女子差別撤廃条約」の適用をうけるべきです。この当たり前のことを、主張しなければならないほど障害女性の置かれている状況は立ち遅れています。

複合とは、第2条に規定された締結国が負うべき一般的義務の範囲を理解するための基本概念である。性別やジェンダーに基づく女性差別は、人種、民族、宗教や信仰、健康状態、身分、年齢、階層、カースト制及び性的志向や性同一性など女性に影響を与える他の要素と密接に関係している。性別やジェンダーに基づく差別は、このようなグループに属する女性に男性とは異なる程度もしくは方法で影響を及ぼす可能性がある。締結国は、かかる複合差別及び該当する女性に対する複合的な影響を法的に認識ならびに禁止しなければならない。（女子差別撤廃委員会 一般勧告第28号 女子差別撤廃条約第2条に基づく締結国の主要義務、2010年10月10日より抜粋）

別紙

小委員会各グループに共通して重要な「3つの視点」

(1) 男女別データに基づく計画策定とその監視の重要性

男女共同参画会議監視専門委員会が出した意見では、男女別の統計情報が未整備のため、基本計画における成果目標がどのくらい達成できたのかの監視に支障をきたしていることが述べられています。これは障害者基本計画においても共通の課題です。現状を把握する場合には、障害者とそれ以外の人の平等だけでなく、障害者の男女間の平等も監視することが重要です。

第2で述べた「雇用・セーフティネットの再構築」という文脈から一例を挙げれば、障害者や高等学校中途退学者等についての男女別の統計情報が現状では未整備である。これらの例にとどまらず、施策を効果的に推進するためには、男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握することが必要であることから、政府においては、人に関する成果目標の現状を示す統計で男女別データを把握していないものについて、代替的な方法により男女別の現状を把握することを含めて、速やかに改善を図るための措置を講ずる必要があり、その他の統計情報についても可能な限り男女別データを把握するよう努めるべきである。(第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(出所:「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係)平成24年7月 男女共同参画会議監視専門調査会)

(2) 男女平等の実現を阻害するような計画や施策は立てないことの確認

締約国が女性に対し市民、政治、経済、社会及び文化的権利の平等な享受を直接もしくは間接的に否定することになるような法律、政策、規制、プログラム、行政手続き及び組織構造を構築しない(女子差別撤廃委員会 一般勧告第28号 女子差別撤廃条約第2条に基づく締結国の主要義務、2010年10月10日より抜粋)

なにが、阻害要因となるかは当事者が政策立案及び実施過程に参画していくことで初めて明らかになります。「私たち抜きに私たちのことを決めないで! (Nothing about us, without us!)」、障害女性当事者の参画を促進することが重要です。また、参画を促進するために、第3次男女共同参画基本計画が推奨するように、「実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」を

導入すべきです。積極的改善措置とは女子差別撤廃条約第4条における暫定的特別措置（性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度など）を示します。

暫定的措置：締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。（女子差別撤廃条約第4条1）

（3）障害のある女性とそれ以外の女性の間には格差を無くすことの確認

女性障害者は障害者である以前に女性です。障害のある女性とそれ以外の女性が平等に「女子差別撤廃条約」の適用をうけるべきです。この当たり前のことを、主張しなければならないほど障害女性の置かれている状況は立ち遅れています。

家庭内暴力の被害者になる女性には障害のある女性の確率が高いことがわかっています。リスクの高いグループとして障害女性の人権擁護が確かなものとなるよう、救済施策は実効性のあるものでなければなりません。DV被害者を収容するシェルターが2階以上の場所にあり、そこにエレベータの設置がないため、車いすの女性障害者が利用できない。日常生活に手助けが必要な女性障害者が、その施設入所を拒否される。などは、典型的な不作為です。また、障害児をもつ女性がDV被害者として収容施設を利用する場合も、介助が必要な子どもと分離されることがないようにすることが重要です。

日本人の中に根付いている「性別役割分業意識」の弊害として、女性障害者は教育や訓練の機会を家族によって制限されたり、結婚や独立を反対されたりしています。さらに、障害女性の妊娠・出産がそれ以外の女性の妊娠・出産と同様に保障され性と生殖の権利が、守られることは基本的人権に他なりません。

母子生活支援施設に入所している、あるいは生活保護を受給している母子世帯の状況を見ると、特に困難を抱える母子世帯の背景には、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）や病気・障害の問題があったり、外国籍の母が増加したりする傾向がみられるとの調査結果もある。（出所：「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女についてとりまとめに向けた論点整理」、男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会 平成21年3月26日）

○尾上 浩二委員

新たな障害者基本計画の基本的観点・考え方ー障害者権利条約批准との関係を論点に

第2回の障害者政策委員会では、「障害者権利条約の批准を念頭において策定すべきである」との意見提起が、ほぼ発言された全ての委員からなされた。特に、「仕様発注ではなく、性能発注として条約批准を考えるべき」「条約の批准と完全実施を基本にすべき」との指摘がなされた。

この点から、新たな障害者基本計画の基本的観点・考え方となる「障害者権利条約の批准」との関係を論点とすべきである

就学前の幼稚園・保育所に関するインクルーシブな制度についての議論を

障害者権利条約の第24条教育では、下記のように記されている。

「締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、…を確保する」（川島聡＝長瀬修仮訳、2008年5月30日付より）

この中の、「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習」との規定からすると、就学前、並びに生涯学習におけるインクルーシブな制度を論点に加えるべきであると考えられる。

特に、現在、子育て支援が社会全体に大きなテーマとなる中で、就学前からのインクルーシブな教育制度は、その後の初等中等教育とのつながりという点から重要な意味を持つ。就学前の幼稚園等（現在の子ども・子育てシステムの議論の状況をふまえた場合、保育所も含む）でのインクルーシブな制度も重点的課題として検討すべきである。

○栗川 治委員

第二回の後半、③：【16条③】初等中等教育における教育内容及び教育支援体制の整備②（合理的配慮及び基礎的環境整備等）に関連して、
教育現場における障害のある教職員の雇用促進と、そのための支援、条件整備、合理的配慮（人的、物的、制度的、等）について